

議案第 6 5 号

三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 7 年 8 月 2 5 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号の次に次の3号を加える。

(3)の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3)の3 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(3)の4 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第14条各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下第36条第1項において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び第36条の2において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第35条中「当該保有個人情報の提供先」の次に「(情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第36条第2項中「前項」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第14条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第37条第1項第2号中「前条第2項又は第3項」を「第36条第2項又は第3項」に改め、同条第2項中「、「利用停止請求」」を「利用停止請求」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第36条第2項及び第3項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条第3号の次に3号を加える改正規定(第3号の3に係る部分に限る。)、第14条の次に2条を加える改正規定(第14条の2第2項中情報提供等記録に係る部分に限る。)及び第35条の改正規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市個人情報保護審査会の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。